
重要事項説明

★のマークが付された事項は、携帯電話からお手続きいただく際にご確認いただく事項です。

「重要事項説明」の内容をご確認ください。

★情報セキュリティの観点から、お申込の確定まで 30 分以内に実施いただく必要がありますのでご注意ください。

【重要事項説明】

※すべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「約款」をご確認ください。

※加入者と記名被保険者が異なる場合は、本内容を加入者から記名被保険者にご説明ください。

【契約概要のご説明】

本保険は、東京海上日動火災保険株式会社(以下、「引受保険会社」といいます。)を引受保険会社とし、株式会社ペイジエントを保険契約者(以下、「保険契約者」といいます。)、携帯電話契約者または携帯電話契約者が指定した方(借りるお車を運転する方)を記名被保険者とする一般包括契約(以下、「保険」といいます。)です。

※引受保険会社の代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社の代理店と有効に成立したご契約については、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

I 契約概要のご説明

保険商品の内容をご理解いただくための事項です。

◎本保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「約款」をご確認ください。

1. 本保険のしくみ

借りたお車を運転中の事故に対して保険金をお支払いします。

◎借りたお車について既に自動車保険等がご契約されている場合(*1)、以下の内容をご確認のうえ、お申込みください。

- ・賠償に関する補償、お車の補償につきましては、借りたお車の保険から保険金が支払われる場合があります。
- ・搭乗者傷害特約(一時金払)については、借りたお車の他の保険の有無にかかわらず、保険金をお支払いします。

(※1)[例]

- ・同居の父親のお車を借りた場合で、父親の自動車保険等に運転者年齢条件等が設定されていないとき
- ・友人のお車を借りた場合で、記名被保険者やそのご家族がご契約している自動車保険に「他車運転危険補償特約(※2)」が契約されているとき

(※2)記名被保険者やそのご家族が借りたお車を運転中(駐車または停車中を除きます。)の事故でも、借りたお車の保険に優先して、ご契約のお車の保険からそのご契約内容に応じて保険金をお支払いする特約です(補償内容には一定の条件があります。詳しくは各保険会社にお問い合わせください。)

2.記名被保険者

都道府県の公安委員会が交付する日本国内で有効な運転免許証(仮運転免許証や国際免許証を除きます。)所持者(※)であり、かつ、「事前登録情報」画面で、借りるお車を運転する方として登録した方を記名被保険者とすることができます。

(※)普通、中型、大型運転免許証のいずれかを所持している方に限ります。

3.ご契約のお車(借りるお車)

「借りるお車の登録」画面で「借りるお車」として登録をしたお車(お車の用途・車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)であるお車をいいます。)をご契約のお車とします。

ご契約のお車を特定するために、加入時に借りるお車の「登録番号(車両番号)」を登録いただきます。

※記名被保険者、その配偶者が所有するお車、法人が所有するお車(※)、およびレンタカーは登録できません。

※車検切れのお車や登録を抹消しているお車、実在していないお車および運転する予定のない場合はご加入いただけません。

※後日、本保険にご加入いただけないお車でご加入した事実が判明した場合や、車検切れのお車、登録を抹消していたお車、実在していないお車および運転するご予定のないお車でご加入した事実が判明した場合には、引受保険会社は本保険を取り消すことがあります。この場合、1日自動車保険無事故割引の適用にあたり、ご利用日数として取り扱いません。

※ご加入内容につきまして、引受保険会社の代理店および引受保険会社からお客様、借りるお車の所有者等に対して直接確認をさせていただくことがあります。

(※)法人が所有するお車とは、「自動車検査証」の「所有者欄」が法人名となっているお車をいいます。ただし、以下のような場合は法人が所有するお車とは取り扱いません(個人のお車として取り扱います。)

- ・個人の方が所有権留保条項付売買契約で購入されている場合(「自動車検査証」の「所有者欄」は自動車販売店等、「使用者欄」は購入された個人名(買主)が記載されている場合)

- ・個人の方が1年以上を期間とする貸借契約でお車を借り入れている場合(「自動車検査証」の「所有者欄」は貸主(リース業者)、「使用者欄」は借り入れている個人名(借主)が記載されている場合)
- ・実際は個人の方が所有するお車であるが、中古車で取得した際に「自動車検査証」上の所有者の名義だけが残っている(名義残り)等により「自動車検査証」の「所有者欄」が以前の所有者である法人名が記載されている場合

●お車の用途・車種について

原則として登録番号標または車両番号標の分類番号および塗色に基づき引受保険会社が定めた区分によります。

※自動車検査証等に記載の「用途」「自動車の種別」とは異なることがあります。

4.引受保険会社が保険金をお支払いする主な場合

下記の保険金以外に、事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。詳しくは「約款」をご確認ください。

■賠償に関する補償

＜対人賠償責任保険:自動セット＞

借りたお車を運転中の事故により、他人を死亡させたり、ケガをさせて、法律上の損害賠償責任を負う場合に、相手方1名について保険金額を限度に保険金をお支払いします(ただし、自賠責保険等で支払われる部分を除きます。)

＜対物賠償責任保険:自動セット＞

借りたお車を運転中の事故により、車や塀等の他人の財物を壊し、法律上の損害賠償責任を負う場合に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。

＜示談交渉＞

相手方への損害賠償に関する示談交渉は原則として引受保険会社が行います。

ただし、相手方が、引受保険会社と直接、折衝することに同意しない場合、記名被保険者に損害賠償責任がない場合等は、示談交渉できません。

■ご自身・同乗者の補償

＜搭乗者傷害特約(一時金払):自動セット＞

借りたお車を運転中の事故により、乗車中の方が、ケガ・死亡された場合やそれらの方に後遺障害が生じた場合に、補償を受けられる方1名について保険金額に基づいて、あらかじめ設定された額を保険金としてお支払いします。

ケガの場合には、一時金として傷害保険金(入通院給付金または治療給付金)をお支払いします。

・入院・通院日数が通算して5日以上の場合

ケガの内容に応じて入通院給付金をお支払いします。お支払い例は以下のとおりです。

[例]首のねんざ(むち打ち)の場合は10万円、足首の骨折の場合は30万円

・入院・通院日数が通算して4日以内の場合

治療給付金として1万円をお支払いします。

<自損事故傷害特約:自動セット>

借りたお車を運転中の自損事故(相手方がなく電柱に衝突、崖から転落等)や前の車に追突してしまった事故等により、記名被保険者または乗車中のご家族がケガ・死亡された場合やそれらの方に後遺障害が生じた場合で、自賠責保険等の請求権が発生しないときに、補償を受けられる方1名についてあらかじめ設定された額を保険金としてお支払いします。

■借りるお車の補償

<借用自動車の復旧費用補償特約:車両補償ありプランのみ>

借りたお車を運転中の事故により借りたお車に損害が生じ、その損害を修理した場合、または修理せずに代替車を購入した場合に、1回の事故について300万円を限度に保険金をお支払いします。ただし、15万円の免責金額(自己負担額)がありますので、ご注意ください。また、借りたお車の代替車を購入した場合は、①修理する場合にかかる費用②代替車の購入費用③借りたお車の時価額のいずれか低い金額を限度にお支払いします。

<車両搬送費用補償特約:自動セット>

事故や故障により借りたお車が走行不能になった場合に、修理工場等までレッカー搬送を行います(1回の事故等について15万円(*)を限度に補償します。)

(*) 搬送先の修理工場等について、引受保険会社が事前に承認した場合は、無制限とします。

■付帯サービス

付帯サービスについては「付帯サービスのご案内」をご参照ください。

5.引受保険会社が保険金をお支払いしない主な場合

●詳細は「約款」の「保険金をお支払いしない場合」等の項目をご確認ください。

●注意喚起情報の「引受保険会社が保険金をお支払いしない主な場合」とあわせてご確認ください。

■賠償に関する補償

借りたお車を運転中の事故により、記名被保険者の父母・配偶者または子にケガをさせたり、これらの方が所有、使用または管理する財物を壊したことにより、記名被保険者が被った

損害等

■借りるお車の補償

<借用自動車の復旧費用補償特約>

- ・盗難・いたずらによって生じた損害
- ・欠陥、摩滅、腐し、さび、その他自然の消耗
- ・故障損害 等

<車両搬送費用補償特約>

- ・法令により定められた点検、検査またはその点検もしくは検査の前後の自動車の整備において発見された故障に起因する損害
- ・燃料の不足または費消、蓄電池の充電不足および放電、キーが借りたお車の車室内にある状態での施錠、キーの紛失によって、借りたお車が走行不能となった場合の車両搬送費用 等

6.ご利用期間(保険責任期間)

ご利用期間は1日(*1)から7日の間で1日単位で任意に設定することが可能です。ご利用期間は、お申込画面にてご確認ください。

【ご利用開始日をお申込手続完了日とする場合】

加入者証に表示された時刻をご利用開始時刻(保険責任開始時刻)とし、ご利用終了日の24時をご利用終了時刻(保険責任終了時刻)とします(*2)。

【ご利用開始日をお申込手続完了日の翌日以降とする場合】

ご利用開始日の0時をご利用開始時刻とし、ご利用終了日の24時をご利用終了時刻とします(*2)。

(*1)「1日」とは、0時(ご利用開始時刻がこれと異なる場合はその時刻)から当日の24時までをいいます。

(*2)時刻は日本時間表示となります。

7.保険金額等の引受条件

ご契約の保険金額については、お申込画面にてご確認ください。

8.割増引制度

本保険には、ドライバー保険(自動車運転者保険)に適用されるドライバー等級別割引・割増制度および他の割増引制度は適用されません。

9.保険料(保険料相当額)と払込方法に関する説明

- ・保険料は補償プランにより異なります。

・本保険は記名被保険者ごと、登録したご契約のお車ごとにご利用期間(保険責任期間)に応じて保険料が決定されます。

●車両補償なしプランの場合:ご利用期間(保険責任期間)1 日(*1)あたり 500 円

●車両補償ありプランの場合:ご利用期間(保険責任期間)1 日(*1)あたり 1,500 円

(*1)「1 日」とは、0 時(ご利用開始時刻がこれと異なる場合はその時刻)から当日の 24 時をいいます。

※「ご利用開始日」が事前登録した日から 7 日以内の場合等、車両補償なしプランでのご加入しかできない場合があります。

※携帯電話契約者には、保険料に相当する金額を保険契約者に対し、お支払いいただきます。また、実際にお支払いいただく保険料相当額については、お申込画面にてご確認ください。

★・保険料相当額のお支払方法(払込方法)は、以下の通りとなります。

＜ご利用の携帯電話が au の場合＞

「au かんたん決済」を利用して月々の携帯電話料金とあわせてお支払いいただきます(*2)。

(*2)「au かんたん決済」のご利用状況や、システムメンテナンス中等の理由により、本保険をお申込みいただけない場合があります。「au かんたん決済」の詳細につきましては KDDI(株)へお問い合わせください。

＜ご利用の携帯電話がソフトバンクの場合＞

・スマートフォン、タブレット端末をご利用の場合

「ソフトバンクまとめて支払い」を利用してお支払いいただきます(*3)。

・上記以外の場合

「S!まとめて支払い」を利用して携帯電話の利用料金とあわせてお支払いいただきます(*3)。

・保険料相当額の表示について、利用申込画面および電話料金内訳明細書等において「税込」「内税」との表記がなされる場合がありますが、保険料相当額は「非課税」となりますのでご了承ください。

(*3)ご使用の携帯電話が「ソフトバンクまとめて支払い」または「S!まとめて支払い」をご利用いただけない場合や、システムメンテナンス中等の理由により、本保険をお申込みいただけない場合があります。「ソフトバンクまとめて支払い」、「S!まとめて支払い」の詳細につきましてはソフトバンク(株)へお問い合わせください。

10.満期返れい金・契約者配当金に関する事項

本保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

11.解約返れい金に関して

解約された場合、加入内容や解約の条件によっては、保険料相当額を返還させていただくことがあります。

12.ご不満・ご要望のお申出

◆東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出はお客様相談センターにて承ります。

0120-071-281

受付時間：平日 午前9時～午後8時/土・日・祝日 午前9時～午後5時(年末年始を除きます。)

※携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。

◆一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター(指定紛争解決機関)

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください(<http://www.sonpo.or.jp/>)。

0570-022808

〈通話料有料〉

(IP 電話からは 03-4332-5241 をご利用ください)

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

【注意喚起情報のご説明】

本保険は、東京海上日動火災保険株式会社(以下、「引受保険会社」といいます。)を引受保険会社とし、株式会社ペイジェントを保険契約者、携帯電話契約者または携帯電話契約者が指定した方(借りるお車を運転する方)を記名被保険者とする一般包括契約(以下、「保険」といいます。)です。

※引受保険会社の代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社の代理店と有効に成立したご契約については、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

Ⅱ 注意喚起情報のご説明

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をご説明したものです。

1.引受保険会社が保険金をお支払いしない主な場合

(1)保険金をお支払いしない主な場合

●契約概要の「引受保険会社が保険金をお支払いしない主な場合」とあわせてご確認ください。

■賠償に関する補償

＜対人賠償責任保険・対物賠償責任保険＞

- ・第三者との損害賠償に関する特別な取り決めにより、損害賠償責任が加重された場合、その加重された部分の損害
- ・台風、洪水または高潮によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・借りたお車を競技または曲技のために使用すること(練習を含みます。)、競技または曲技を行うことを目的とする場所で使用することによって生じた損害
- ・記名被保険者の使用者の業務のために、その使用者の所有する自動車を運転している場合 等

■ご自身・同乗者の補償

＜搭乗者傷害特約(一時金払)・自損事故傷害特約＞

- ・無免許運転や酒気帯び運転によって、運転者本人に生じた傷害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた傷害
- ・記名被保険者の使用者の業務のために、その使用者の所有する自動車を運転している場合に、補償を受けられる方に生じた傷害 等

■借りるお車の補償

＜借用自動車の復旧費用補償特約・車両搬送費用補償特約＞

- ・パンク等のタイヤのみに生じた損害(火災により生じた損害は補償の対象となります。)
- ・記名被保険者の無免許運転や酒気帯び運転によって生じた損害
- ・借りたお車を競技または曲技のために使用すること(練習を含みます。)、競技または曲技を行うことを目的とする場所で使用することによって生じた損害
- ・法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 等

■その他

補償を受けられる方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、引受保険会社は本保険を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

(2)免責金額(自己負担額)について

対物賠償責任保険では、免責金額はございません(0 円)が、借用自動車の復旧費用補償特約は免責金額 15 万円を設定しています。

2.告知義務(ご加入時に重要な事項を申し出ていただく義務)・通知義務(ご加入後に加入内容に変更が生じた場合にご連絡いただく義務)

本保険は、告知義務・通知義務はありません。

3.ご利用開始期(保険責任が開始される時期)

【ご利用開始日をお申込手続完了日とする場合】

加入者証に表示された時刻をご利用開始時刻(保険責任開始時刻)とし、ご利用終了日の 24 時をご利用終了時刻(保険責任終了時刻)とします(*)。

【ご利用開始日をお申込手続完了日の翌日以降とする場合】

ご利用開始日の 0 時をご利用開始時刻とし、ご利用終了日の 24 時をご利用終了時刻とします(*)。

(*)時刻は日本時間表示となります。

4.解約と解約返れい金

加入内容や解約の条件によっては、保険料相当額を返還させていただくことがあります。

5.引受保険会社が経営破綻したときの取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合には、本保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ・「損害保険契約者保護機構」の補償対象となる場合の保険金、返れい金等は原則として 80%(破綻保険会社の支払停止から 3 か月間が経過するまでに発生した保険事故にかかわる保険金については 100%)まで補償されます。

6.クーリングオフ(加入申込みの撤回等)に関して

本保険は、ご利用期間(保険責任期間)が 1 年以下のためクーリングオフはできませんのでご注意ください。

7.事故が発生した場合

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類等をご提出いただく場合があります。

- ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の補償を受けられる方を確認するための書類
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、引受保険会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・引受保険会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

8.1 1日自動車保険無事故割引について

本保険において一定期間無事故(*1)である記名被保険者が、今後お車を取得される等により、自らを記名被保険者(ご契約のお車を主に使用される方)として引受保険会社の自動車保険を初めてご契約される場合(ご契約のお車の用途・車種が主な自家用車(*2)で6等級(S)または7等級(S)が適用される新規ノンフリート契約の場合。資格審査フリートのご契約は除きます。)、引受保険会社の自動車保険の保険料を対象に以下の割引率を適用します。

(*1)引受保険会社の自動車保険の始期日時点において、始期日の属する事業年度(*3)を含めて過去3事業年度中に通算5日(*4)以上の本保険のご加入実績があり、かつ保険事故(*5)がないこと。

(*2)主な自家用車とは、お車の用途・車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)、自家用貨物車[普通(最大積載量2トン以下)・小型・軽四輪]、特種用途自動車(キャンピング車)をいいます。

(*3)「事業年度」とは4月1日から3月31日までをいいます。「始期日の属する事業年度」は、4月1日から始期日の前日までをいいます。

(*4)ご利用日を同一とするご契約が2契約ある場合は、2日とカウントします。

(*5)「搭乗者傷害特約(一時金払)のみ」、「車両搬送費用補償特約のみ」またはこれらの組み合わせの保険事故は含みません。

＜適用する割引率＞

①新契約の等級が6等級(S)の場合

- ・1日自動車保険のご利用期間(保険責任期間)5日以上～9日以下:割引率 8%
- ・1日自動車保険のご利用期間(保険責任期間)10日以上～19日以下:割引率 15%
- ・1日自動車保険のご利用期間(保険責任期間)20日以上:割引率 20%

②新契約の等級が7等級(S)等級の場合

- ・1日自動車保険のご利用期間(保険責任期間)5日以上～9日以下:割引率 2%
- ・1日自動車保険のご利用期間(保険責任期間)10日以上～19日以下:割引率 4%
- ・1日自動車保険のご利用期間(保険責任期間)20日以上:割引率 5%

※2015年10月時点の割引率であり、将来変更となる場合があります。

※後日、本保険にご加入いただけないお車でご加入した事実が判明した場合や、車検切れのお車、登録を抹消していたお車、実在していないお車および運転するご予定のないお車でご加入した事実が判明した場合には、引受保険会社は本保険を取り消すことがあります。この場合、1日自動車保険無事故割引の適用にあたり、ご利用日数として取り扱いません。

※ご加入内容につきまして、引受保険会社の代理店および引受保険会社からお客様、借りるお車の所有者等に対して直接確認をさせていただくことがあります。

9.電話での加入手続きについて

本保険は、専用サイトを経由してのお申込みとなり、お電話によるお申込みはできませんのでご了承ください。

★10.通信環境について

通信電波の安定した場所にて加入手続きを行うようにしてください。本保険の成立後、お申込み手続きを行なった携帯電話端末へメールにてご加入内容を送信することができます。なお、加入者証については、専用サイト上の「加入履歴・取消し・解約」の欄でも確認可能です。また、通信状況によりお申込手續完了画面以前に接続が切れてしまった場合は、ご加入手續きが有効に成立しておりませんので最初からお手続きをやり直してください。

★11.接続料金

加入手續を行う際にかかるパケット通信料はお客様の負担となります。

12.通信トラブル時等の責任関係

保険契約者、代理店および引受保険会社の責によらない通信手段、端末障害等により、インターネットでのお申込みが遅延または不能となったためにお客様に生じた損害につきましては、保険契約者、代理店および引受保険会社は、責任を負いません。また、通信経路での盗聴等により、保険契約情報等が漏洩したためにお客様に生じた損害につきましては、保険契約者、代理店および引受保険会社は、責任を負いません。

その他については日本国内の法令によります。

13.個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は引受保険会社および引受保険会社のグループ各社に本保険に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本保険に関する個人情報を、保険引受の判断、本保険の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本保険に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構等と共同して利用すること

- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ
(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>) をご参照ください。

◆東京海上日動火災保険株式会社

●保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出はお客様相談センターにて承ります。

0120-071-281

受付時間:平日 午前 9 時～午後 8 時

土・日・祝日 午前 9 時～午後 5 時(年末年始を除きます。)

※携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からのご利用になれます。

●事故・故障のご連絡・ご相談

東京海上日動 1 日自動車保険事故受付センター

0120-365-543

受付時間:24 時間 365 日

※携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からのご利用になれます。

◆一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター(指定紛争解決機関)

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは同協会のホームページをご確認ください(<http://www.sonpo.or.jp/>)。

0570-022808

<通話料有料>

(IP 電話からは 03-4332-5241 をご利用ください)

受付時間:平日 午前 9 時 15 分～午後 5 時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

◆東京海上日動 1 日自動車保険カスタマーセンター

ご不明点のお問い合わせの際のご連絡先

0120-087-775

受付時間:午前 9 時～午後 5 時(平日・土日祝とも)

※携帯電話、PHS(他社)からもご利用になれます。

※一部の IP 電話からは接続できない場合があります。